

東京税理士会役員選挙

拓く会より会長・副会長四名当選！

有効投票の85%を獲得して



山川会長を囲み当選者一同
左から 小林副会長、山川会長、石田副会長、
神津副会長、岡田副会長

平成二十一年の東京税理士会役員選挙は、四月一日に公示され、会長選挙は無投票で拓く会が推薦する山川東京会会長が再選された。副会長選挙は四月二十二日に投票が行なわれ即日開票された結果、拓く会が推薦する現職の神津・石田・小林の各氏、新人の岡田氏四名が当選し、奥住氏は惜しくも次点となった。

拓く会通信

第 19 号
平成21年7月1日

時代を拓く税理士の会

発行者 会長 金子秀夫
編集者 広報部長 中川常彦
事務局 Tel 03(3572)1441 Fax 03(3572)1445
東京都港区東新橋一丁目一高村税理士事務所内

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとられず税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

選挙結果は表で示す通り、有効投票数八六五四票、うち拓く会が推薦した五人の副会長候補者の得票数合計は七三〇九票となり、有効投票数の約八五%を獲得したことになる。また、神津・石田・岡田各氏の合計得票数は四八五七票で五六%と過半数を超える結果となった。このことは、候補者・拓く会会員・税理士桜友会の皆様・各選対が一丸となって得た賜物であるが、残念なのは、一名が次点となったことである。このことは真摯に受け止め、次へと繋げなくてはならない。

会長二期目を迎えて



会長
山川 巽

平素から時代を拓く税理士会の皆様方には多大なご支援をいただき有難うございます。去る六月十七日の定期総会終了後、二期目の会長に就任いたしました。ウツソーシング事業への対応、会員相談室

の拡充等に務めてまいりました。

今後の二年間はこれらの事業に加え、書面添付制度の普及・推進、税理士の職能を活かした公益的業務への対応があります。しかし、業界最大のテーマは次なる税理士法改正への取組みであります。

この三年間で税理士試験の受験者が四千名以上減少しています。最近の傾向として、簿記・財表の合格者が難しい税法科目の受験を避け、会計士試験を目指す者が増えて

います。将来、税法をあまり知らない税理士が増加することが危惧されます。

受験資格、試験制度そして法第三条問題を中心に検討が必要です。

皆様方のご指導をお願いします。

皆様方のご指導をお願いします。

選挙結果報告

副会長候補	得票数	得票率(%)	推薦
① 神津 信一 当	1,844	21.3	拓く会推薦
② 石田 通野 当	1,751	20.2	拓く会推薦
④ 小林 武廣 当	1,300	15.0	拓く会推薦
⑤ 岡田光一郎 当	1,262	14.6	拓く会推薦
⑥ 奥住 壽 次	1,152	13.3	拓く会推薦
③ 宮川 雅夫 当	1,345	15.5	
計	8,654	100.0	

山川執行部を支える 四名の副会長の抱負



副会長
神津 信一

本年四月の選挙では、多くの会員のご支持を戴き、三度目の副会長に当選させていただくことができました。

地区割りされました一七支部拓く会の応援を受けて、戸別訪問、電話での投票依頼、更には励ます会開催とご協力を仰ぎ、選挙期間中毎日施策を訴える機会があり税理士法改正の必要性、方向性の浸透にも貢献できました。「草の根運動」にご協力いただいた皆様に感謝申し上げますと同時に、税理士法改正が議論される大事なこの二年間、ご負託にお応えできるように山川会長を支えて参ります。



副会長
石田 通野

法五二条（業務の制限）の雲行きが怪しくなるような発言が、会計士業界から頻繁に発せられるようになってきました。が、税理士制度の発展が自分の仕事であると覚悟して取組みます。

この度の役員選挙では、拓く会の皆様、女税連、渋谷支部の皆様方の暖かい御支援で、予想外の高得票数で当選することが出来、心よりお礼申し上げます。

二期目の副会長として、前期と同様に広報室を担当します。今期より新設された公益活動対策部の地方外部監査制度、成年後見制度や登録政治資金監査人制度は、税理士としての社会貢献で外部への広報が重要です。また、税理士法改正に對しては、公認会計士等との業界問題、資格取得のあり方などが問題になっていますが、税理士は納税者の代理人として納税者のために必要な制度改正であることや、国民、中小企業者のための税制建議をすることを、PRしていきたいと考えています。今後も御支援、御協力よろしくお願い申し上げます。



副会長
小林 武廣

この度、東京税理士会役員選挙におきまして時代を拓く税理士の会のご推薦をいただき、再度副会長に当選させていただきました。大変な激戦でありまして、金子会長はじめ、皆様に大変ご心配をおかけいたしました。心よりお詫びと感謝

を併せ申し上げます。

東京税理士会が抱えている課題は多くのものがありますが、大別すれば本会固有の課題と、全国の税理士会に共通する課題があります。私が情報システム委員長として担当する電子申告の推進は後者に属しますが、東京税理士会はこの後者の課題に適切に対処することにより、各税理士会から一層信頼を得ることができると考えております。

この意味からも、拓く会会員の皆様には、更なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



副会長
岡田光一郎

拓く会の皆さまの温かいご支援により、副会長に当選する事が出来ました。心から感謝申し上げますとともに、ご期待に沿えるよう身の引き締まる思いで一杯です。

この二年間は、山川会長を補佐するとともに、鎌田俊夫先生の後を継ぎ、業界の入り口である登録調査を通じて資格取得制度の在り方について、見直し検討をしてみたいと思います。また、会務のみならず選挙活動時お約束しましたとおり独自に色々な機会を設け、より多くの会員の皆様達と意見交換をし、その声を会務に反映していくように努めます。今年度は日税連会長選への可能性はありませんが、近いうちに必ずや東京会より会長を選出させるべく頑張ります。

敗軍の将、兵を談ずる。

選対本部長 関本 和幸

四月二十二日、副会長選の投票日の「祝勝会」で、腑の抜けた気持ちの私に、選対本部長、挨拶をといわれて、一瞬どの様な発言がいいのか戸惑った。

選挙中に私はいろいろな会合で、副会長は得票、順位に関係なく「五名全員を当選させる事が私に与えられた至上命令です。」という続け、二年前と同様副会長、副会長全員当選という快挙を目指し、毎日、選対本部に出勤していた。

一ヶ月後の五月二十二日、拓く会選対の打ち上げ会で、副会長全員当選が果たせなかったのは、選対本部長として私の責任であると、皆様にお詫び申し上げた。敗軍の将、兵を談ずる。をあえて、談ずる。ならば、敗因の第一は、会長選が無投票となり投票率が低下した事。第二は、対立グループが二年前と異なって、候補者を一人に絞ったことが挙げられる。

前回は岩波氏と八木沢氏の合計一、六九九票を今回、宮川氏はその約八十%に相当する一、三四五票を得票している。桜友会の推薦を含む、拓く会の五名の得票は七三〇九票であり、平均すれば、一、四六一票となり、数字的には拓く会推薦の五名は全員当選の可能性があった。それにつけても、神津、石田両氏の活動は目覚ましいものがあり、小林氏も確実な票を獲得、二回目の選挙を拓く会の推薦を得ての岡田氏も念願を達した。残念な事となった奥住壽氏については、倦土重来を心から期したい。夫々の選対のご努力には心から敬意を表したい。

拓く会役員会で推薦を決議 朝倉日税連会長の実現をめざし 改革しよう日税連!

拓く会では、去る五月二十二日開催の役員会において、拓く会の選挙スローガンの一つである「東京税理士会の総力を結集し、日税連の民主的な会務運営を確立します。」の実現に向け、東京会より日税連会長候補者を出そうとの決議を全会一致で行ないました。

この決議については、直ちに高村総務部長から山川東京税理士会会長に口頭で伝えられました。しかし、六月二日の支部長会・理事会では、山川会長から東京会として日税連会長候補を出すことを見送る旨の説明がありました。その直後に、朝倉文彦東京地方税理士会会長が立候補



朝倉候補を激励する会
京王プラザホテルで盛大に

を決議しましたので、池田現会長との間で選挙が行われることになったものです。拓く会では、早速六月二十四日の役員会で、選挙公約の実現のためにも、また前回金子東京会会長が立候補した時にご支援頂いた隣接会としての関係からも、朝倉候補支持を明確にすべきであるとの結論に至り、朝倉日税連会長実現に向けて一口五千円の選挙カンパを行うことを決議しました。

多選弊害を打破しよう

今回の日税連会長選の争点はいろいろありますが、まず打破しなければならぬことは、森前日税連会長以来十二年に及ぶ近畿会独占、独走、閉鎖体質の日税連を改革することです。

日税連会長選挙は僅か一一五名の有権者で行われ、七万人の税理士会員は全くのツンボ状態です。これを改革するためには会務制度委員会から、九八〇人程の代議員による選挙制度改革案が答申されていますが、池田会長はこれをにぎりつぶしたままです。

生保疑惑に取組みぬ

池田会長

森前会長が違法行為の当事者とされる生保疑惑についても、東京税理士会が提案した第三者機関による真相究明案に対

し、池田会長は不採用とし、全国の税理士へ説明責任すら果たしていません。

生保不正契約事件は、きらめき生命が森金次郎氏の妻を不正契約関与者としてブラックリストに一時掲名し、森氏側が一億八千万円の手数料返還で問題解決を計っているようですが、これに対し生命保険協会が異例の厳重注意と再発防止を文書で申し渡しています。もともと保険業法では、保険料を立替えて保険契約をさせることを禁止していますから、森前会長自身が立替金となる源資を五億五千万円調達し、妻に保険代理業務を行わせ、年間六千万円の金利を負ったことは、保険業法違反、税理士法三十七条（信用失墜行為）違反が追及されなければなりません。これにより一般の税理士がどれ程迷惑を受けたことか、反省すべきです。

税理士法改正運動も

ガス抜きへの恐れあり

現在、多くの税理士が望んでいる税理士法改正の最重要課題は、公認会計士等に自動的に資格付与する法三条一項の規定を改めることです。しかし、池田会長は日税連税理士制度部から具申された改正意見すら公表することを禁じ、法三条問題の解決を求める多くの税理士の期待を裏切っています。このままでは、税理士法改正は懸け声だけで、瑣末な改正でお茶を汚す、つまりガス抜きで終わるのではないかと危惧されます。

朝倉会長候補への期待

拓く会としては、朝倉候補が当面次の課題に取組み、成果を上げて頂きたいと



激励会場でカンパを渡す
左 朝倉日税連会長候補 右 金子会長

切望します。

- ① 日税連会長選任諸規定を全面的に改め、相当数の代議員による選挙制度を導入すること
- ② 税理士の品位にもとる生保事件の真相究明を行い、全国の税理士に結果を公表し、必要な措置をとること
- ③ 法三条一項の矛盾を明確にし、その解決のための税理士法改正運動を行うこと

朝倉候補を

激励する会開かれる

さる六月十七日には拓く会が呼びかけ、また同二十七日には朝倉選対主催の必勝激励会が京王プラザホテルで開催され、山川東京会会長はじめ多くの方達が参加しました（上段写真）。拓く会では、当日までに集まったカンパを朝倉候補に金子会長から手渡し必勝を期しました。なおカンパは六頁掲載の要領で行っています。皆様のご協力をお願い致します。

公認会計士が行う税務

東京税理士会
副会長 神津 信一

はじめに

平成二三年税理士法改正に向けて、公認会計士協会の動きが忙しくなってきた。専門情報誌として日本公認会計士協会が発行している「監査・会計ジャーナル」（以下「J誌」という）本年6月号、7月号で公認会計士の行う税務業務について、「歴史的にも国際的にも公認会計士が税務を行うことは正当性がある。」という趣旨の論文が連続して掲載されている。

また、本年五月規制改革会議でのヒアリングにおいて「税理士制度の導入背景並びに規制緩和及び国際的な整合性の観点から、公認会計士資格をもって税務業務を行うことができる措置を求める。」と要望している。

これらのことから、公認会計士の税理士法（以下「法」という）三条一項四号削除に対する危機感がいかに強いかを受け取ることができるが、対応を誤ると資格問題の解決は千年先となってしまう。法三条の「税理士の資格」が本改正の最大のテーマであるが、ここで公認会計士の主張を分析して、税理士会の理論構成をする議論の一助としたい。

・税理士業務は資格独占業務とする必要性が高くないという主張について

J誌6月号論文では、「税理士会は公認会計士への税理士資格自動付与削除を検討している。その根拠として、資格者の使命条項の違いや税理士の税務業務の

無償独占条項の存在を主張している。

しかし、税理士業務の性格から資格独占業務として位置づける必要は必ずしも高くなく、国際的にもこの考え方が主流である。そして、資格独占業務を前提とした資格取得制度と提供業務を他資格と強引に区分するような動きは、参入障壁を設け、市場競争を制限し、良質多様なサービスの救急を阻害することとなる。」と述べ、国際的な潮流に沿う理由として以下の六点を挙げている。

- 一 資格取得に至るまでの試験制度、業務補助、実務補習において税理士業務を行う対応能力が備えられる。
 - 二 資格取得後も継続的の専門研修制度で能力が担保されている。
 - 三 沿革的にも税務における専門性は証明済みである。
 - 四 国際税務、組織再編、連結納税ではリードしている。
 - 五 一定の資格を有する者に他の資格が与えられることは、国民経済的に効率的であり、競争促進等合理性が有る。
 - 六 新たに障壁を設け、競争制限を意図するものであり、規制改革の趣旨に反するものである。
- 驚くべきなふり構わない「理論的根拠」であるが、法五二条の「税理士又は税理士法人でない者は、別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない」という規定は、特別な知識、能力、及び経験を必要とする専門家の独占する資格制度を定める場合に、無資格者には当然に業務制限措置をとるという規定である。
- ちなみに、弁護士法七二条、公認会計士法四七条の二、司法書士法一九条も同様の趣旨で設けられており、業界の保護が目的ではなく、国民を不測の事態から保護する規定である。

特に税務については、国民の財産権を保護する憲法の要請からも、納税者の利害に及ぼす影響は重大であり、その専門性はきわめて高度に要求され、業務独占の必要性は当然に求められなければならない。

また、競争原理は、その同一資格者の中で働くべきであり、業界の間で行われることが合理的であるとは、国民の利益保護を無視した、それこそ業界エゴであり論外な主張である。

・歴史的にも国際的にも公認会計士は自らの資格で税務の分野でも社会的責務を果たすべき、という主張について

J誌七月号においても、六月号と同様基調の論文が掲載されている。その中で、公認会計士が税務をするのは国際潮流であるという論拠について反論する。

国際的に税理士制度が存在する国は日本、ドイツ、韓国であるが、我が国の税理士制度に注目して新たに税理士制度を取り入れた国は近年では、発展途上国のベトナム、モンゴルがある。租税制度は世界各国で相違しており、専門家もそれぞれ異なるが、我が国では昭和二六年の税理士法制定以来一貫して税理士制度が税務を担っており、それをよき手本として発展途上国が続いていることこそ国際潮流である。

歴史的には、昭和一七年制定の税務代り士法を廃止し、昭和二六年に試験制度による税理士法が制定されたが、一弁護士と公認会計士の専門的資格は、それぞれの専門的地位を得たことよって、一般的に証明済みであるから、更に資格試験をすることは必要ではない（シヤウプ使節団日本税制報告書）。として資格付与が行われた。

しかし、平成一五年に公認会計士法が改正され合格者も毎年四千名近く輩出するようになり、特に若年層を中心として、税理士試験を受験するより、「合格しすい」公認会計士を受験する傾向が顕著になってきたことは、上記使節団報告書の趣旨とは明確に異なる事態を引き起こしている。

改正による合格者増員は、監査及び企業コンサルタント業務等の要請によるものであり、彼らに全員税理士資格の無条件付与は、ましてや、公認会計士資格そのもので税務ができることは今後、税理士制度の本質を変化させる。

更には、会計士資格の試験制度の変更が税理士試験にとつてアゲンスト（向かい風）になりつつある状況は危機的状況と言わざるを得ない。従来、学生が大多数を占めた公認会計士試験は、試験制度の変更により、社会人の受験者が増加させ税理士試験を脅かしている。本来、学生主体試験が少子化の時代において受験者を減らさないのは、別受験者層からの流入があるためであり、これが社会人であることは容易に推測できる。また、一年合格者が税理士試験においては平成七年以降おらず、かつ戦後一人しか存在しないのに対し、公認会計士には、遥かに多くの合格者が毎年存在する。税理士法三条によって税理士の地位を得られる公認会計士試験が、このような制度になった環境では、税理士試験は優秀な逸材を喪失する。

次の二三年改正で資格の命を賭けて、法三条を改正しなければ、制度の発展はあり得ないし、味方は税理士制度に期待する納税者、国民である。若者が希望を持って税理士試験にチャレンジできる制度構築のために、一丸となって改正を議論し運動を盛り上げよう。

(5)

天気予報は雨でしたが、風も無く暑さも程ほどでゴルフ日和に恵まれました。優勝原因は、同伴競技者は波多野顧問、高村副会長(?) 三人で楽しくラウンドできたこと、また、オーバーパーのほとんどがハンデホールというラッキーの二つです。それにしても、七〇人も参加者がいらっしやる中、優勝ホールには驚きました。プロ並みの飛ばしやの高村さんと、飛距離と正確なティーショットの波多野顧問に刺激を受けて、本年最高のスコアを出せました。モヤモヤが全部吹き飛びました。厚生部の委員さんありがとうございました。

チャンピオン報告

神津 信一

参加人員70人
第九回拓く会親睦ゴルフ大会



佐田 糸野 神津 北島

時代を拓く税理士の会研修会のご案内
東京税理士会認定研修

時代を拓く税理士の会
会長 金子秀夫
企画部長 土屋 彰

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、下記の通り、拓く会研修会を開催いたします。今回は、「事業承継税制」をテーマに、税理士右山昌一郎先生をお迎えしご講義頂くことになりました。つきましてはお知り合いの方をお誘いの上、是非ご参加下さい。

● この研修は東京税理士会の認定研修となります。

日時	平成 21 年 8 月 6 日 (木曜日) 午後 6 時 ~ 8 時 30 分
会場	東京税理士会館 2 階大会議室 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 10 - 6 電話 03-3356-4461
テーマ	「中小企業における新事業承継の進め方」 ～円滑化法と新事業承継税制のポイント～ 講師 税理士 右山昌一郎先生 (芝支部)
テキスト	レジメを会場で配布します
受講料	会員 1000円 会員外 2000円
定員	200名 (定員になり次第締め切ります)

申込先：時代を拓く税理士の会企画部
電話 03-3203-0916 FAX 03-3202-0959
(城北税理士法人会)

成績表 平成21年6月23日 よみうりゴルフ倶楽部に於いて (参加人員70人)

順位	氏名	OUT	IN	グロス	HC	ネット	20位	宮川耕一	49	43	92	18.0	74.0
優勝	神津信一	45	39	84	14.4	69.6	25位	鶴澤 章	40	42	82	7.2	74.8
2位	糸野良二	44	46	90	20.4	69.6	30位	横前 稔	49	49	98	22.8	75.2
3位	北島亮一	50	46	96	26.4	69.6	35位	大野功夫	49	45	94	18.0	76.0
4位	富田 稔	41	43	84	13.2	70.8	40位	佐藤 勝	44	46	90	13.2	76.8
5位	森谷修一	49	56	105	33.6	71.4	45位	川島 孝	47	48	95	18.0	77.0
6位	岡本慶生	43	43	86	14.4	71.6	50位	金子勝治	48	55	103	25.2	77.8
7位	西川康雄	47	50	97	25.2	71.8	55位	渡辺文雄	49	49	98	19.2	78.8
8位	渡辺 勲	46	51	97	25.2	71.8	60位	近藤 裕	60	60	120	40.0	80.0
9位	高村義信	41	43	84	12.0	72.0	65位	中森 孝	52	50	102	20.4	81.6
10位	小澤敏彦	49	47	96	24.0	72.0	BB賞	柿崎久美恵	69	76	145	40.0	105.0
15位	吉田友彦	44	45	89	15.6	73.4	ベスグロ	佐田正人	グロス	81			



総会のご案内

日 時 平成 21 年 9 月 26 日 (土)
 13:30 ~ 15:20 研修会
 15:30 ~ 16:30 総 会
 16:30 ~ 18:00 懇親会
 場 所 東京税理士会会館 2 階会議室

『拓く会』の動き

(前回報告以降)

- 平成二十一年三月十七日 『第三回合同選対会議開催』
- 平成二十一年三月二十八日 『第四回合同選対会議開催』
- 平成二十一年三月三十一日 『本部事務局会議開催』
- 平成二十一年四月四日 『第五回合同選対会議開催』
- 平成二十一年四月十一日 『第六回合同選対会議開催』
- 平成二十一年四月十五日

- 『顧問相談役会開催』
- 『合同励ます会開催』
- 『第七回合同選対会議開催』
- 平成二十一年四月十八日 『第八回合同選対会議開催』
- 平成二十一年四月二十二日 『当選祝賀会開催』
- 平成二十一年五月二十二日 『第八回常任役員会議』
 - ・選挙得票結果について
 - ・選挙違反について
 - ・選挙戦を振り返って
 - ・その他
- 『第九回合同選対会議』
- 『打上げ会開催』
- 平成二十一年六月二十三日 『第九回拓く会ゴルフコンペ開催』
- 平成二十一年六月二十四日 『第九回常任役員会開催』
 - ・日税連会長選挙について
 - ・定期総会日程について
 - ・収支報告について
 - ・拓く会通信第十九号発行について
 - ・研修会について
 - ・ゴルフ大会結果報告
 - ・その他

平成21年 6 月 26日

時代を拓く税理士の会会員 各位

時代を拓く税理士の会
 会 長 金子 秀夫
 総務部長 高村 義信

日本税理士会連合会会長選挙カンパのお願い

会員の皆様には誠にありがとうございます。ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

『時代を拓く税理士の会』では、政策基準にあるように日税連の民主的な会務運営を望んでいるところであります。その為に、二年前の日税連会長選挙では、東京会の総力を結集し戦ったわけではありますが、残念ながら、結果は一票差で惜敗したのは記憶に新しいところであります。

さて、東京税理士会ではこの度の日税連会長選挙について立候補者を出さないと決定したのでありますが、拓く会と同じ意思のもと、前回の選挙では会あげて東京会を応援してくれました、東京地方税理士会の朝倉文彦会長が日税連の会長候補に手を挙げました。

6月24日の常任役員会において以上の経緯と目標が同じであるとの認識から、拓く会としては全面的に朝倉候補を応援することを決議したところであります。

そこで、会員の皆様には朝倉候補への応援のお心を示す方途として、**1口 5,000円のカンパ**をお願いするところであります。なお、カンパの振込先は以下の口座となりますのでよろしくお願い致します。

記

振込口座 三井住友銀行 新橋支店
 口座名義 時代を拓く税理士の会
 普通預金 口座番号 2008373

振込名義は始めにカンパ、次に氏名・税理士登録番号の順で記入して下さい。

例：カンパ トウゼイタロウ 12345
 (氏名カタカナ) (税理士番号)

入会案内

『拓く会』では新たな会員を募集しています。
 またご紹介もお願いします。

- ・『拓く会』の年会費は 3,000 円です。
 - ・郵便振替口座 口座番号 00130-0-648373
 口座名義 時代を拓く税理士の会
 - ・普通預金口座 三井住友銀行 新橋支店
 口座番号 2008373
- 名義上記と同じ(※ 税理士登録番号記入のこと)
 (右記の入会申込書を御記入のうえ
 Fax 03-3572-1445 にて高村総務部長宛まで
 お願いします)

「時代を拓く税理士の会」入会申込書

平成 21 年 月 日

事務所所在地 _____

支部名 _____

氏名 _____

電話 _____ (必須)
 FAX _____

E-mail _____

拓く会ホームページ <http://hirakukai.com>